

## 「発達障害者支援の課題と方向性」について

京都府発達障害者支援体制整備検討委員会においては、中長期的な視点に立って、発達障害者支援のあるべき姿について検討してきたところであり、平成 25 年度以降、5 年間を目途として取り組むべき対策の方向性を示した報告書（「発達障害者支援の課題と方向性」）として取りまとめてきたところです。

今般、変化の激しい社会情勢や国の動向等を適切に踏まえ、府の施策を適切なタイミングで着実に進めていくために、次期見直しにおいては、「3 年間」を目処として取りまとめる方針とします。

### 1 現状

- 平成 25 年度以降、5 年間を目途として取り組むべき対策の方向性を示した報告書として取りまとめ。
  - ・第 1 期：平成 25 年度～平成 29 年度
  - ・第 2 期：平成 31 年度～令和 5 年度

### 2 国の動向等

- 最近の関連法令の改正、令和 5 年 4 月からのこども家庭庁の設置等、発達障害施策を取り巻く環境は大きく動いており、今後のさらなる動向等も踏まえて、適切に対応していく必要がある。
- 令和 5 年度は、次期障害福祉計画・障害児福祉計画（3 年間）の策定タイミング

### 3 対応案

- 過去 5 年間の取組みを検証するとともに、今後の人口動態、社会情勢の変化、直近の国の動向等を踏まえて、今後の対策を中長期的な視点で検討
- 今後の都道府県と市町村の役割の在り方について検証し、明確化する。
- 今回検討する内容は、次期障害福祉計画・障害児福祉計画に反映させるとともに、計画に伴う具体的な対策の方向性とするため、次期見直しでは、「5 年間を目処」から「3 年間を目処」とする。

(スケジュール (予定))

- 4～5 月頃 委員会① 過去取組の検証、今後の方針等
- 6～7 月頃 委員会② 「課題と方向性」の素案
- 8～9 月頃 委員会③ 「課題と方向性」(案) 策定

## 【参考】

### 最近の主な国の動向

- 障害者総合支援法等の改正（R4.12 成立・公布、R6.4.1 施行（一部除く））  
障害者等の地域生活の支援体制の充実（地域の相談支援の中核的役割を担う基幹相談支援センターの整備の市町村の努力義務化等）、精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備等）
- 児童福祉法等の改正（R4.6 成立・公布、R6.4.1 施行（一部除く））  
市町村による全ての子育て世帯・子どもの包括的な相談支援等を行う「こども家庭センター」の設置、児童発達支援センターの地域における中核的役割の明確化等
- こども家庭庁の設置（R5.4.1）  
「こどもまんなか社会」の実現に向け、こども政策の強い司令塔機能として設置
- 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の策定（R5）※基本指針の告示  
障害児のサービス提供体制の計画的な構築、発達障害者等支援の一層の充実（市町村等で対応が困難な事例（強度行動障害等）に対する発達障害者地域支援マネージャーによる助言等の推進）



- ・こども家庭庁設立に伴う市町村における子どもの包括的な相談支援等の役割・体制強化
- ・発達障害児・発達障害者支援施策の強化に伴う強度行動障害を有する児者に対する支援ニーズの把握、支援体制の充実